

本調査報告書は、科学技術庁の平成10年度科学技術調査資料作成委託費を受けて作成したものである。

第3B 同原子力委員会
資料第2-2号

原子力損害賠償制度に関する調査

報 告 書

平成11年3月

社団法人 日本原子力産業会議

I. 原子力損害賠償制度に関する調査

1. 調査研究の背景

1.1 調査研究成果の目標

原子力損害賠償制度については、前回、平成元年の制度の見直しから9年を経過し、10年毎の制度の見直しの時期を迎えており、原子力損害の賠償に関する法律の改正も予定されている。

このため、原子力委員会に設置された原子力損害賠償制度専門部会において、前回の見直し後の、原子力損害賠償関連条約等の原子力損害賠償に関する最近の国際動向を含む諸情勢の変化に鑑み、より望ましい原子力損害賠償制度の確立のため、法改正を含む制度の見直しについて審議が行われる。

これを受けて、本調査研究においては、制度の見直しにおいて重要な意味をもつと考えられる、原子力損害の民事責任に関するウィーン条約改正議定書とわが国の法制度の整合性等の検討を行うとともに、法改正において取り上げるべき重要事項の検討、諸外国の原子力損害賠償制度等の基礎資料の収集・検討等を行うとともに、原子力損害賠償制度についての中長期的な課題の検討等を行い、専門部会等で行われる検討に資することを目標とする。

1.2 調査研究項目

- (1) 原子力損害の民事責任に関するウィーン条約改正議定書等とわが国法制度との整合性の整理・検討
- (2) 法改正において取り上げるべき重要事項の抽出・検討
- (3) 諸外国における原子力損害賠償制度の調査・検討
- (4) 中長期的課題に関する調査・検討

1.3 調査研究の方法

専門家、関係機関等からなる「原子力損害賠償問題研究会」を設置し、原子力損害賠償制度に関する調査、検討を行うとともに、諸外国における原子力損害賠償制度に関する動向の情報を収集・調査する。

1.4 調査研究の期間

平成10年7月2日～平成11年3月31日

1.5 調査研究者

(主任研究者および担当責任者)

社団法人 日本原子力産業会議 開発部長 金 木 雄 司

(その他の調査研究者)

原子力損害賠償問題研究会委員 ((社) 日本原子力産業会議)

主査

谷 川 久 成蹊大学名誉教授

委員

下 山 俊 次 日本原子力発電(株)最高顧問

能 見 善 久 東京大学法学部教授

廣 部 和 也 成蹊大学法学部教授

鬼怒川 聡 東京電力(株)原子力管理部業務グループリーダー

大 西 一 之 日本原子力保険プール事務局長

阿 部 元 祐 (社)日本原子力産業会議理事・事務局次長

オブザーバー

藤 原 由美子 外務省外交政策局科学原子力課原子力協定班長

田 尻 貴 裕 通商産業省資源エネルギー庁原子力産業課原子力専門職

深 瀬 聡 之 科学技術庁原子力局政策課課長補佐

伊 藤 和 孝 電気事業連合会原子力部副部長

辻 朝 治 電気事業連合会原子力部副長

2. 調査研究報告総論

わが国における原子力損害賠償制度については、昭和36年に原子力損害賠償関係二法、すなわち「原子力損害の賠償に関する法律」（原賠法）および「原子力損害賠償補償契約に関する法律」が制定されて以来、諸情勢の変化に対応するという観点から、概ね10年ごとに原子力委員会において所要の検討を行い、これに基づいて法改正が行われてきている。

平成元年の法改正以来、現在までに約9年を経過したが、その間における大きな情勢変化としては、平成元年2月以降、I A E A等の国際機関において「原子力損害の民事責任に関するウィーン条約」（ウィーン条約）の改正等国際法制のあり方についての議論が活発に行われ、平成9年8月に「原子力損害の民事責任に関するウィーン条約改正議定書」（PROTOCOL TO AMEND THE VIENNA CONVENTION ON CIVIL LIABILITY FOR NUCLEAR DAMAGE）（改正ウィーン条約）および「原子力損害に対する補足的な補償に関する条約」（CONVENTION ON SUPPLEMENTARY COMPENSATION FOR NUCLEAR DAMAGE）が採択されたとの事情がある。

本調査では、原子力委員会「原子力損害賠償制度専門部会」等における原子力損害賠償制度の見直し検討に資するため、「原子力損害賠償問題研究会」において、所要の事項について専門家の意見を聴取するとともに、諸外国の状況を調査し、主要な論点の整理を行った。検討成果を概括すると以下のとおりである。

賠償措置額の改定にあたっては、国際的動向および民間保険引き受け能力等を勘案し、1万kW超の原子炉の運転、再処理について現行300億円から600億円へ、賠償措置の特例額についても、それぞれ2倍に引き上げることが適当である。ただし、原子炉の解体、使用済み燃料の発電所外貯蔵、R I・研究所等廃棄物処分施設等については、今後適切な時期に見直しを行う必要がある。

平成11年末に適用期限を迎える政府補償契約（第10条）および国の援助（第16条）の規定については、これを定める原賠法第20条の適用期限を10年間延長することが適当である。

今後の検討課題としては、死亡または身体障害に係る賠償請求権の除斥期間について、今後の国際的動向および他の法制度への影響等も考慮しつつ、現行の20年から30年に変更する方向で慎重に検討する必要がある。さらに、よりきめ細やかな被害者救済を目指すという観点から、無限責任制度との整合性をも考慮しつつ、損害の認定基準等の作成を含めて原子力損害の概念について中長期的に検討する必要がある。

原子力損害賠償に関する諸条約への対応としては、原子力事故による被害者の迅速かつ確実な救済のためには、わが国を含む近隣諸国が原子力損害賠償に係る国際条約への加盟等を行うことが望ましい。このスタンスのもと、わが国がリーダーシップをとって、近隣諸国の原子力損害賠償制度の充実を促す等積極的な取り組みを行うことが肝要である。

Ⅲ. 法改正において取り上げるべき重要事項

1. 検討の範囲、具体的検討事項

1.1 検討の範囲

原子力損害賠償制度については、昭和36年の法制定以来、諸情勢の変化等に対応するという観点から、概ね10年毎に、原子力委員会において所要の検討を行い、これに基づいて法改正を行ってきた。昭和46年には、賠償措置額の引き上げに加え、原子力船に係る原子力損害賠償制度の整備等の法改正を、また昭和54年には賠償措置額の引き上げに加え、原子力事業者の従業員の損害を本制度の対象とする等の法改正を、平成元年には賠償措置額の引き上げ等の法改正を、それぞれ委員会での検討をもとに行ってきた。

本調査においては、平成元年の法改正以来約9年が経過した現在、この間の内外の諸情勢の変化に鑑み、検討が必要と認められる事項について検討を行うこととする。

1.2 具体的検討事項

(1) 賠償措置額の改定

前回法改正（平成元年）における「賠償措置額については、今後一層の引き上げに努めること。」との国会附帯決議の趣旨に鑑み、前回法改正以降の民間保険分野における引受能力の動向等社会経済情勢の変化および諸外国等における賠償措置額の動向等を踏まえ、現在300億円の賠償措置額をどの程度引き上げることが必要か検討する。

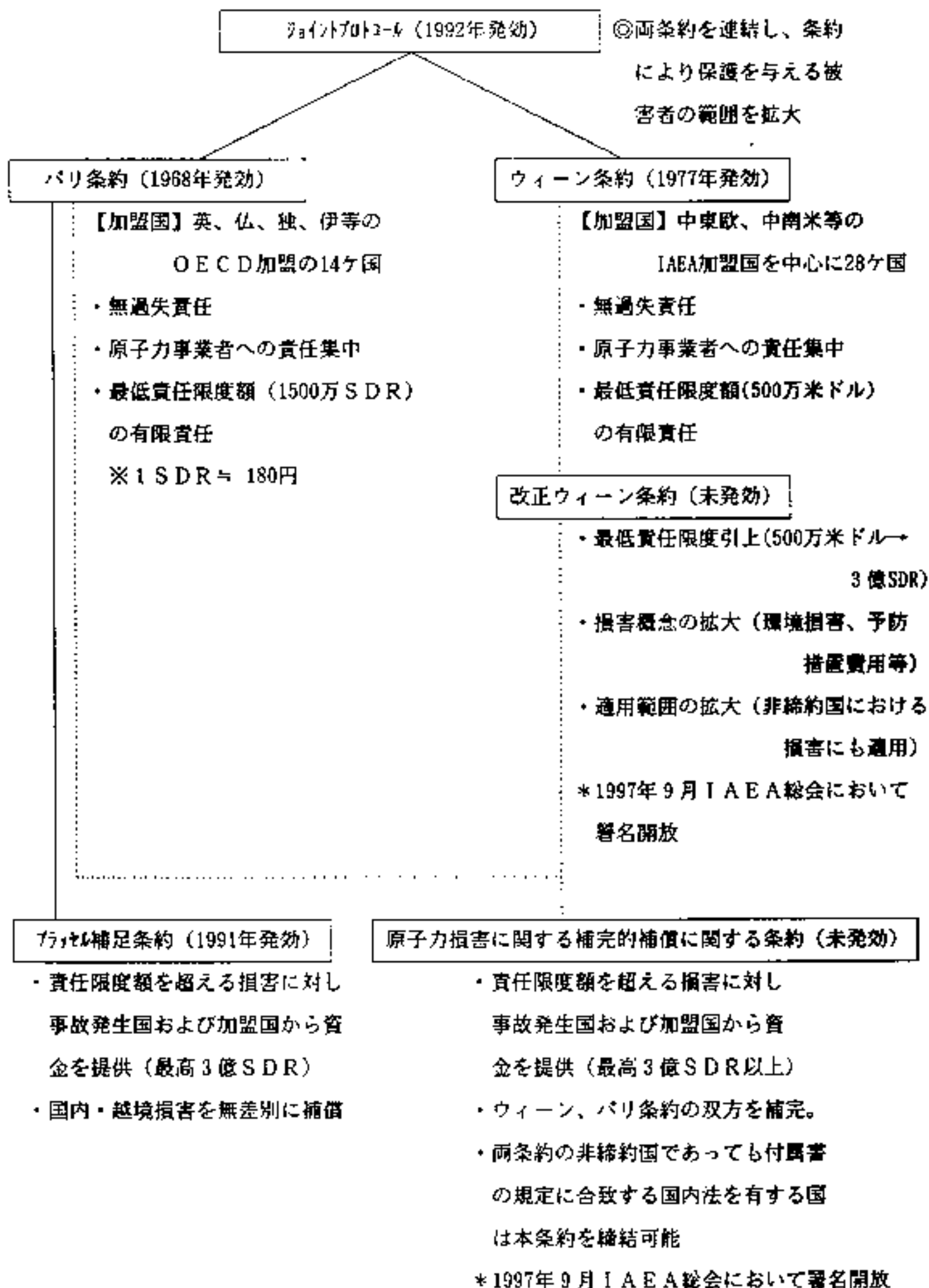
また、核燃料物質等の輸送、廃棄等については、政令により定額（60億円、10億円）の賠償措置額が定められているが、これについてもどの程度引き上げることが必要か検討する。

(2) 法第20条の適用期限の延長

法第20条によれば、政府補償契約（法第10条）および国の援助（法第16条）の規定は、平成11年12月31日までに開始した原子炉の運転等に係る原子力損害について適用されることとなっているが、原子力開発利用の進展の状況等を踏まえつつ、この適用期限の延長を行う必要はないか検討する。

(3) その他

現在、わが国はウィーン条約をはじめとする原子力損害賠償に係る国際条約には加盟していないが、わが国が条約に加盟するか否かを別としても、ある程度国内法を国際条約に盛り込まれた概念へ整合性をもたせる必要がある。このような観点から、国際条約と国内法との間の主たる相違として、①原子力損害の概念、②免責事由、③除斥期間、④その他、の考え方を整理し、どのように対応していくか検討する。



今回の会議にて配布した資料は多量な資料の為、入手を希望される方は下記3機関において閲覧・複写（有料）に応じております。

●原子力公開資料センター（東京都文京区白山5-1-3-101）

TEL 03（5804）8484 東京富山会館ビル6F

土・日・祝日、10／1日は休館

●未来科学技術情報館（東京都新宿区西新宿）

TEL 03（3340）1821 新宿三井ビル1F

第2・第4火曜日は休館

●サイエンス・サテライト（大阪府大阪市北区扇町）

TEL 06（6316）8110 扇町キッズパーク3F

月曜日、祝祭日の翌日は休館